

千葉労働局発表
令和5年6月30日

【照会先】
千葉労働局労働基準部 健康安全課
課長 工藤 仁美
副主任労働衛生専門官 関 高久
(電話) 043-221-4312

報道関係者 各位

局長安全パトロールの実施について ～ 全国安全週間を契機に労働災害の撲滅を図る～

千葉労働局（局長：岩野剛）は、本年に入ってから、建設現場において死亡災害が急増していることを踏まえ、全国安全週間を契機に、労働災害防止対策の更なる徹底を図るとともに、職場における熱中症予防対策の取組強化 1を要請するため、千葉県産業安全衛生会議 2と共に安全パトロールを実施します。

1 熱中症予防対策の重点取組期間：7月と8月の2か月間

2 裏面に記載

1 実施年月日及び時間

令和5年7月5日（水） 13：30～15：30

2 パトロール現場

名称 東京外環自動車道 京葉ジャンクション Gランプ工事現場

所在地 市川市田尻2-1

元請 清水建設株式会社 土木東京支店 千葉土木営業所

現場の特徴

- ◆ 東京外環自動車道と京葉道路を接続するためのランプ（連結）工事。
- ◆ 8本のランプのうち6本は供用されており、残り2本が現在施工中。本パトロール現場はそのうちの1つ。
- ◆ 本工事により周辺高速道路の冗長性を確保できる。
- ◆ 現場の安全衛生管理の一環としてVRを活用。本パトロール時に、局長がVR体験を予定。（参加者はVR体験を希望することができる。）

3 安全パトロールの編成

千葉労働局 局長ほか6名

船橋労働基準監督署 3名

千葉県産業安全衛生会議構成機関（災害防止団体） 4名

4 参考情報等

(1) 添付資料

労働災害発生状況（令和5年5月末現在）

(2) その他

当日、同行取材を希望される場合は、7月3日（月）までに千葉労働局労働基準部健康安全課あて事前に取材登録をしていただきますようお願いいたします。

2 千葉県産業安全衛生会議

労働災害の防止と快適職場環境の形成並びに勤労者の心身の健康確保を図り、もって千葉県の産業の健全な発展と勤労者の福祉の向上に寄与することを目的に、千葉県内の労働災害防止団体等³（15機関）と千葉労働局とで構成された会議で、議長は千葉労働局長が務めています。

3 労働災害防止団体等

（公社）千葉県労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会千葉県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会千葉県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会千葉総支部、林業木材製造業労働災害防止協会千葉県支部、（一社）日本ボイラ協会千葉支部、（一社）日本クレーン協会千葉支部、（公社）ボイラ・クレーン安全協会千葉事務所、千葉産業保健総合支援センター、千葉県、（一社）千葉県経営者協会、千葉県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、（公社）建設荷役車両安全技術協会千葉県支部、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会千葉支部

報道関係者 各位

局長安全パトロール次第（予定）

日時：令和5年7月5日（水） 13：30～15：30

場所：市川市田尻2 - 1

1 挨拶、パトロール目的、行程等説明

- (1) 労働局長挨拶
- (2) 発注者挨拶
- (3) 現場所長挨拶
- (4) 現場概要説明（元請事業場）

2 パトロール実施

3 質疑応答

4 パトロール講評（船橋労働基準監督署長）

【お願い】

取材を希望される場合は、現場受け入れの準備等の都合がありますので、お手数ですが、千葉労働局健康安全課（以下メールアドレス）あて7月3日（月）までに、取材事前登録票の内容のメール送信をお願いします。

当日の取材の際は、直接、工事作業所（現場内）までお越してください。

当日の撮影等については、建設現場の指示に従っていただきますので、予めご了承ください。

VR体験を希望される方は、当日の会議終了後、建設現場の担当者にお申し出ください。

安全のため、作業服等動きやすい服装を着用し、足元は極力、安全靴をご使用ください。保護帽は、現場で準備いたします。発熱等の症状がある場合はご来場をお控えください。

7月3日（月）締切

事前取材登録票（千葉労働局健康安全課あて）

e-mail: **kenkouanzenka-chibakyoku@mlw.go.jp**

電話番号： **043-221-4312**（メールが難しい場合はお電話ください）

貴社名 _____

取材者ご芳名 _____

連絡先（携帯） _____

（メールアドレス） _____

支店名 (管理支店名)	土木東京支店 (土木東京支店)	所属名	千葉土木
工事名	東京外環自動車道 京葉ジャンクションGランプ工事	予定工期	64 ヶ月
所在地(現場)	▲ 千葉県市川市田尻1丁目	着工年月日	2020年10月03日
(事務所)	■ 千葉県市川市田尻2丁目1番地	竣工年月日	2026年02月03日
現場・事務所 案内図			



電話 047-702-8085
 F A X 047-702-8086
 交通機関 (最寄りの駅)
 東京メトロ東西線 原木中山駅より
 徒歩20分

その他
 車の場合、「セブンイレブン市川田尻1丁目」店を目指してください。

備考





高速道路ランプ
京葉市川IC-Bランプ

夜間ランプ迂回路
(仮設道路)

夜間ランプ交通規制

市道

市道0214号線

VRモデル

3D点群データを加工し、VRソフトに提供されている既存のパーツを配置することで地上部の夜間施工時のVRモデルを作成しました。
施工函体は高速道路ランプ出口部を含む交差点部に位置しており、地中連続壁施工時には夜間の交通規制が必要となります。
計画段階では警察との規制協議において活用し、施工段階では作業員への規制帯内での施工イメージの共有および安全教育に活用しています。
また、VRの導入後、発注者の視察回数が急増し、現場の視察やICT技術の説明を通じて当社の技術力をアピールできる機会が大幅に増えました。

発注者来訪時のVR体験会 ▶

発注者にもVRゴーグルを着用の上でVRを用いた警察協議や施工イメージの共有として実施している内容をご体感いただき、ご好評の声を頂いています。



信号移設協議時に作成した走行動画 (警察協議に活用) ▶

信号機の移設や道路標識の設置・撤去、夜間規制の協議においては、2次元図面ではわからない走行車両からの見え方を明確に説明することのできる強力なツールです。



ARモデル

本工事の掘削範囲でもある京葉市川IC-Bランプと市道0214号線の交差点部には、NTT通信ケーブルや信号ケーブルなど、重要インフラが数多く埋設されています。

当現場では埋設物の見える化を目的としてARを導入し、現地で見える化することでインフラ事故の防止に取り組んでいます。

AR画面 ARにより交差点部の埋設物が見える化 ▼



令和5年業種別死亡災害発生状況

(令和5年5月31日現在)

千葉労働局

		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和4年 同 期	令和5年 R5.5.31	対 同 期 増 減	増 減 率 %
製 造 業	食料品製造業			1						
	繊維・繊維製品製造業									
	木材・木製品・家具製造業									
	紙製造・印刷製本業			1						
	化学工業		1	1		1	1		-1	-100.0
	窯業・土石製品製造業	3	2	1				1	1	
	鉄鋼・非鉄金属製造業	1		1						
	金属製品製造業	1		1	2	1		1	1	
	一般機械器具製造業			1	1					
	電気機械器具製造業									
	輸送用機械器具製造業	1								
	電気・ガス・水道業									
	その他の製造業	4		1						
	小 計	10	3	8	3	2	1	2	1	100.0
鉱 業			1							
建 設 業	土木工事業	3	1	4	3	1		3	3	
	建築工事業 (木造家屋建設業 / 内数)	4	7 (1)	4	2	6 (2)	2 (1)	2	-1	
	その他の建設業	3	4	4		1	1	1		
	小 計	10	12	12	5	8	3	6	3	100.0
運 取 輸 扱 貨 物 業	運輸交通業		1							
	陸上貨物運送業	4	6	3	2	4	2	1	-1	-50.0
	港湾荷役業				2					
小 計	4	7	3	4	4	2	1	-1	-50.0	
林 業										
漁 業										
そ の 他 の 事 業	卸売業				2	1				
	小売業	1	3	2		2	1		-1	-100.0
	医療保健業			1	1					
	旅館業									
	飲食店									
	ゴルフ場の事業		1	1						-100.0
	清掃・と畜業 (ビルメンテナンス業 / 内数)	2 (1)	2	3 (1)	1 (1)	1	1		-1	
	上記以外の事業	1	7	1	5	5	4	2	-2	-50.0
小 計	4	13	8	9	9	6	2	-4	-66.7	
計	28	36	31	21	23	12	11	-1	-8.3	

1. 毎年の確定は翌年3月末日(年度末)とする。
【令和5年分は令和6年3月31日をもって確定とする】
2. 陸上貨物運送業には道路貨物運送業および陸上貨物取扱業を含む。
3. 令和5年の数値は速報値である(令和6年3月31日をもって確定とする)。

業種別労働災害発生状況（休業4日以上）【新型コロナ関連除く】

千葉労働局

区 分		令和3年・4年の災害 【確定値】				令和4年・5年の災害(同期比) 【令和5年5月末集計】			
		3年	4年	対前年 増減	増減率 %	4年	5年	対前年 増減	増減率 %
製 造 業	食 料 品 製 造 業	336	310	-26	-7.7%	95	117	22	23.2%
	繊維・繊維製品製造業	4	6	2	50.0%	2	3	1	50.0%
	木材・木製品・家具製造業	26	25	-1	-3.8%	7	8	1	14.3%
	紙製造・印刷製本業	39	33	-6	-15.4%	13	11	-2	-15.4%
	化 学 工 業	88	81	-7	-8.0%	25	27	2	8.0%
	窯業・土石製品製造業	39	43	4	10.3%	12	8	-4	-33.3%
	鉄鋼・非鉄金属製造業	40	51	11	27.5%	17	4	-13	-76.5%
	金属製品製造業	170	183	13	7.6%	54	58	4	7.4%
	一般機械器具製造業	47	39	-8	-17.0%	15	15	0	0.0%
	電気機械器具製造業	15	25	10	66.7%	11	6	-5	-45.5%
	輸送用機械器具製造業	25	26	1	4.0%	9	4	-5	-55.6%
	電気・ガス・水道業	5	8	3	60.0%	3	0	-3	-100.0%
	その他の製造業	103	109	6	5.8%	29	44	15	51.7%
	小 計	937	939	2	0.2%	292	305	13	4.5%
鉱 業		4	5	1	25.0%	1	1	0	0.0%
建 設 業	土 木 工 事 業	142	135	-7	-4.9%	47	49	2	4.3%
	建 築 工 事 業	280	304	24	8.6%	90	70	-20	-22.2%
	木造家屋建設業(内数)	49	48	-1	-2.0%	13	9	-4	-30.8%
	その他の建設業	159	140	-19	-11.9%	53	27	-26	-49.1%
	小 計	581	579	-2	-0.3%	190	146	-44	-23.2%
運 取 扱 貨 物 業	運 輸 交 通 業	107	150	43	40.2%	54	40	-14	-25.9%
	陸 上 貨 物 運 送 業	951	1,009	58	6.1%	309	330	21	6.8%
	港 湾 荷 役 業	9	10	1	11.1%	5	2	-3	-60.0%
	小 計	1,067	1,169	102	9.6%	368	372	4	1.1%
林 業		10	6	-4	-40.0%	1	2	1	100.0%
漁 業		6	5	-1	-16.7%	2	4	2	100.0%
そ の 他 の 事 業	卸 売 業	95	126	31	32.6%	41	39	-2	-4.9%
	小 売 業	775	797	22	2.8%	267	203	-64	-24.0%
	医 療 保 健 業	118	156	38	32.2%	34	38	4	11.8%
	社 会 福 祉 施 設	599	623	24	4.0%	157	132	-25	-15.9%
	ビルメンテナンス業	142	153	11	7.7%	38	37	-1	-2.6%
	旅 館 業	44	57	13	29.5%	15	20	5	33.3%
	飲 食 店	211	263	52	24.6%	74	65	-9	-12.2%
	ゴルフ場の事業	107	126	19	17.8%	43	32	-11	-25.6%
	公園・遊園地	87	169	82	94.3%	60	40	-20	-33.3%
	清掃・と畜業	168	163	-5	-3.0%	46	42	-4	-8.7%
	上記以外の事業	761	805	44	5.8%	252	236	-16	-6.3%
	小 計	3,107	3,438	331	10.7%	1,027	884	-143	-13.9%
合 計		5,712	6,141	429	7.5%	1,881	1,714	-167	-8.9%

注) 1. 令和5年発生件数は令和6年4月8日確定。

2. 陸上貨物運送業には道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業を含む。

3. 木造家屋建設業は建築工事業の内数である。

4. 労働者死傷病報告(様式第23号)に基づく統計である。

5. 令和3年及び4年の確定値は、新型コロナ関連1,033及び6,407人を除いた人数である。

6. 令和4年及び5年の同期比は、新型コロナ関連1,375人及び523人を除いた人数である。

スローガン

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎えます。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少していますが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和5年度は、「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。



第96回

全国安全週間

令和5年 7月1日(土)～7日(金)

準備期間: 令和5年6月1日(木)～30日(金)

【主唱】 厚生労働省、中央労働災害防止協会
【協賛】 建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
湾貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和5年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和5年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

実施者の実施事項

1

安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立**
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等**
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進**
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施**
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組**
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2

業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策**
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策**
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - エ トラックの逸走防止措置の実施
 - オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策**
 - ア 一般的事項
 - (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用具の適切な使用
 - (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策
- ④ 製造業における労働災害防止対策**
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- ⑤ 林業の労働災害防止対策**
 - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3

業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策**
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策**
 - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
 - イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ③ 交通労働災害防止対策**
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ④ 熱中症予防対策 (STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)**
 - ア 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
 - ウ 事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知
- ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策**
 - ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - イ その他請負人等が上記1~3④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

◆職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp/>



職場のあんぜんサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>



◆職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらで検索！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

◆労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

e-Gov電子申請

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

STOP！熱中症

令和5年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —



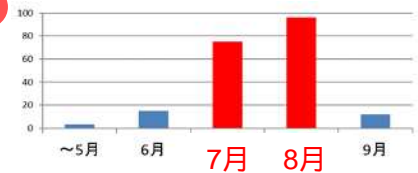
職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！

労働災害防止キャラクター チューイカン吉

実施期間：令和5年5月1日～9月30日（準備期間4月、重点取組期間7月・8月）






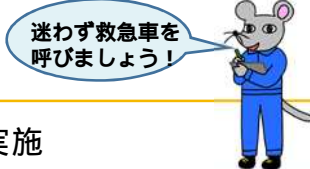


キャンペーン実施要綱



確実に実施できているかを確認し、 に
チェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）

労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立	
暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検	
作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定	
設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討	
休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討	
服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討	
緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知	
教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施	

迷わず救急車を呼びましょう！

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効





WBGT値、確認ヨシ!



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施	
休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置	
服装	準備期間に検討した服装を着用	
作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止	
暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 新規入職者や休み明け労働者に注意	
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取	
プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減	
健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 糖尿病、 高血圧症、 心疾患、 腎不全、 精神・神経 関係の疾患、 広範囲の皮膚疾患、 感冒、 下痢	
日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認	
作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導	
異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 一人きりにしない	

重点取組期間（7月・8月）にすべきこと

暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

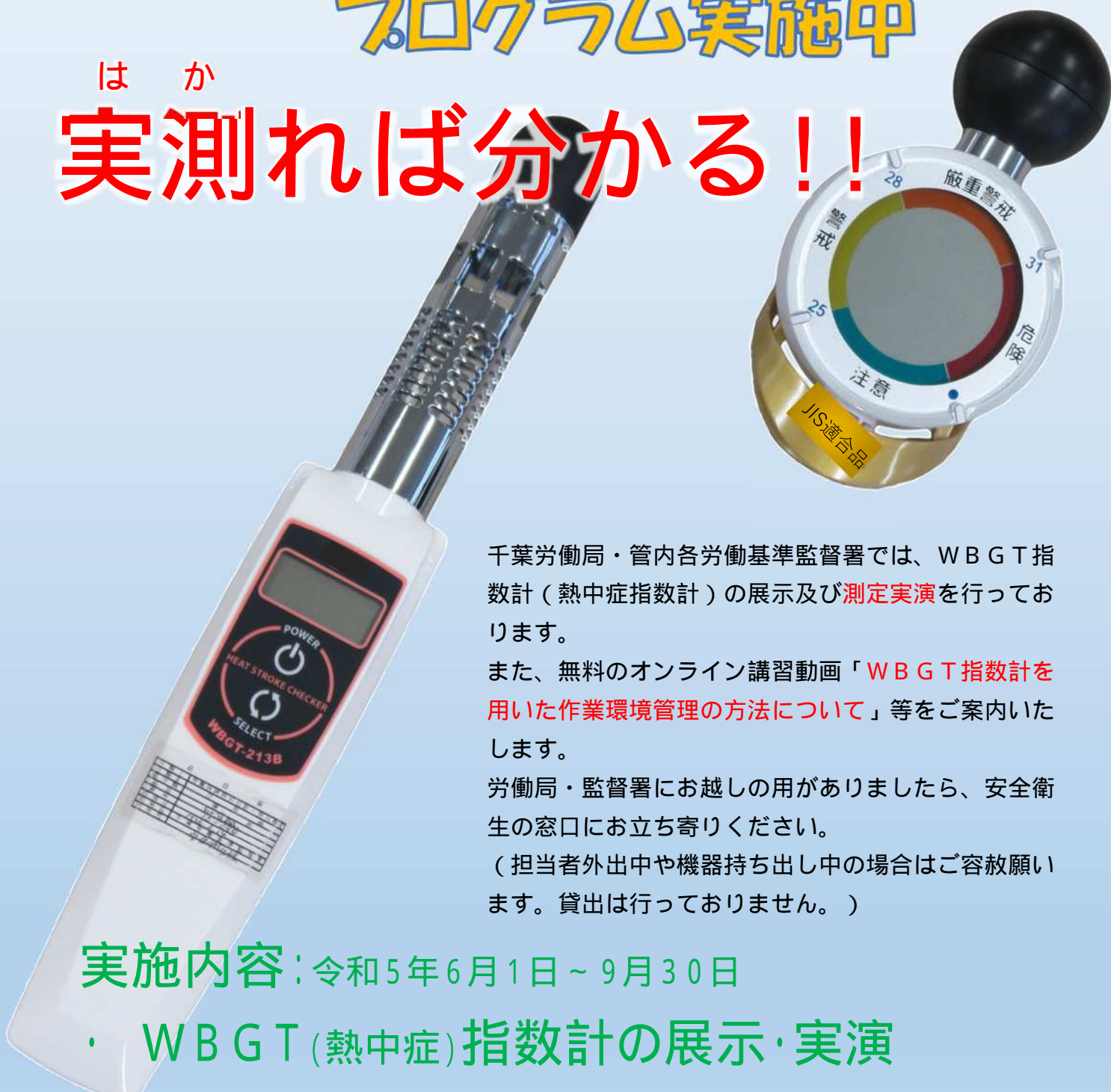
体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請



チェック・ザ・WBGT値

プログラム実施中

は か
実測れば分かる!!



千葉労働局・管内各労働基準監督署では、WBGT指数計（熱中症指数計）の展示及び測定実演を行っております。

また、無料のオンライン講習動画「WBGT指数計を用いた作業環境管理の方法について」等をご案内いたします。

労働局・監督署にお越しの用がありましたら、安全衛生の窓口にお立ち寄りください。

（担当者外出中や機器持ち出し中の際はご容赦願います。貸出は行っておりません。）

実施内容：令和5年6月1日～9月30日

- ・ WBGT（熱中症）指数計の展示・実演
- ・ オンライン講習動画のご案内
- ・ WBGT指数計活用事例の紹介

千葉労働局・管内労働基準監督署

厚生労働省が開設するウェブサイトでは、次のような**オンライン講習動画**を、どなたでも無料でご利用いただけます。

1. 熱中症が発生する原理と発生時の措置
2. 熱中症予防対策として有効な対策（管理者向け）
3. 熱中症予防対策として有効な対策（作業員向け）
4. **WBGT指数計を用いた作業環境管理の方法について**
5. 熱中症予防対策の好事例

また、導入しやすい**WBGT指数計活用事例**（WBGT値の実測、WBGT基準値に基づく評価等、WBGT値の低減等）を紹介しています。



厚生労働省熱中症対策キャラクター
チューイ カン吉

学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報

職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



WBGT (暑さ指数) とは

WBGT値、確認ヨシ！



WBGTとは 気温の効果、湿度の効果、輻射熱の効果の3つを取り入れた温度の指標で、熱中症の発生と高い相関を示す指標です。

気温・湿度・輻射熱の効果は、1：7：2で、湿度が大きな割合を占めています（屋外の場合）。

暑さ指数を感覚的に判断するのは難しいことです。JIS規格に適合した**WBGT指数計（熱中症指数計）**を使ってWBGT値を**実測**し、熱中症予防対策を実施しましょう。

WBGT値	注 意	警 戒	嚴重警戒	危 険
	25℃未満	25℃～28℃	28℃～31℃	31℃以上

～ 今年も開催！ ～

令和5年 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

WBGT値の把握・評価・低減方法のほか、熱中症予防対策の詳細な実施事項をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>